

議案第 22 号

松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松阪市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松阪市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 10 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 11 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第 22 号を第 28 号とし、第 17 号から第 21 号までを 6 号ずつ繰り下げ、同条第 16 号中「の規定において」を「において」に、「又は特定地域型保育に要した費用」を「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第 1 項及び第 2 項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第 1 項及び第 2 項において同じ。）に要した費用」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第 22 号とし、同条中第 15 号を第 21 号とし、第 14 号を第 20 号とし、同条第 13 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第 18 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(19) 教育・保育 法第 7 条第 10 項第 5 号に規定する教育・保育をいう。

第 2 条中第 12 号を第 17 号とし、第 11 号の次に次の 5 号を加える。

(12) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子ども

をいう。

第 3 条第 1 項中「かつ適切な」を「かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第 5 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第 13 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 6 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」に、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」に改め、同条第 3 項中「法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数」を「同項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」に、「法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「同項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分」に、「法第 20 条第 4 項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に、「保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子ども」を「保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 4 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 7 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 8 条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 7 条第 2 項の規定による通知）」を加え、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第 9 条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 1 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改め、同条第 2 項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第 10 条及び第 11 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 13 条第 1 項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合

にあつては法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては法第 28 条第 2 項第 3 号に規定する市町村が定める額とする。) 」を「満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額」に改め、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては法第 28 条第 2 項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第 3 項中「2 項の」の次に「規定により」を加え、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「3 項の」の次に「規定により」を加え、「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101 円

（イ） 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700 円（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101 円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に 3 人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満 3 歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第 13 条第 5 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 6 項中「支給認定保護者に金銭の」を「教育・保育給付認定保護者に当該金銭の」に、「支給認定保護者に対して」を「当該教育・保育給付認定保護者に対して」に改める。

第 14 条第 1 項中「法第 28 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む。」を「法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。」に改め、「この項において」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 16 条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 17 条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 18 条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 19 条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 20 条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第 13 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第 21 条第 1 項及び第 2 項ただし書、第 24 条（見出しを含む。）、第 25 条並びに第 26 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 27 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 28 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 30 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 32 条第 2 項及び第 4 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 34 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 2 号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る」を「次に」に改め、同項第 2 号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る」を「次に」に改める。

る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「限る。」の次に「以下」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「現に利用している法第19条第1項第2号」を「現に利用している同項第2号」に改め、同条第3項中「保育には特別利用保育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ」を加え、「本章」を「前節」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に、「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に、「「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。」を「第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。」に改める。

第36条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「現に利用している法第19条第1項第1号」を「現に利用している同項第1号」に改め、同条第3項中「保育には特別利用教育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ」を加え、「本章」を「前節」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる」を「同項第1号に掲げる」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあっては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「の数を1人以上5人以下」を「の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし」に、「（松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準を定める条例（平成 26 年松阪市条例第 26 号）第 28 条に規定する小規模保育事業A型をいう。）」を「（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 27 条に規定する小規模保育事業A型をいう。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。））」に、「（同条例第 31 条に規定する小規模保育事業B型をいう。））」を「（同省令第 27 条に規定する小規模保育事業B型をいう。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。））」に改め、「、その利用定員の数を」を削り、「19 人以下」の次に「とし」を加え、「（同条例第 33 条に規定する小規模保育事業C型をいう。））」を「（同省令第 27 条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第 4 条において同じ。））」に改め、同条第 2 項中「松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を「同省令」に改める。

第 38 条第 1 項中「運営規程」を「事業の運営についての重要事項に関する規程」に、「利用者負担」を「第 43 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 39 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」に、「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」に、「法第 20 条第 4 項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定子どもが」を「満 3 歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第 3 項中「前項の選考方法」を「同項に規定する選考の方法」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 40 条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 41 条中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項中「この項において」を「以下この項から第 5 項までにおいて」に、「教育及び保育」を「教育・保育」に改め、同項第 1 号中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項第 2 号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第 3 号中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 3 項中「を行う者であって、第 37 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のものについては」を「（第 37 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に、「第 1 項第 1 号」を「同項第 1 号」に改め、同項を同条第 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第 5 条にお

いて「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町

村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第 30 条第 2 項第 3 号に規定する市町村が定める額とする。) 」を削り、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第 30 条第 2 項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第 3 項中「2 項の」の次に「規定により」を加え、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 4 項中「3 項の」の次に「規定により」を加え、「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項及び第 6 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 46 条中「の各号」を削り、同条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第 43 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第 47 条第 1 項及び第 2 項ただし書中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 49 条第 2 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第 2 号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第 3 号から第 5 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 50 条中「特定地域型保育事業に」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育に」に、「これらの規定中「特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」と、「特定保育・教育」とあるのは「特定地域型保育」と、第 14 条第 1 項中「施設型給付費(法第 28 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と、第 26 条第 1 項中「特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。)の長たる特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」とを「第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下同じ。)」と

あるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第 50 条において準用する次項及び第 19 条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第 29 条第 1 項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 50 条において準用する第 19 条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「第 46 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」とに改める。

第 51 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に、「法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に、「法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除く。）の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。）の規定を適用する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第 3 号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法

により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「第 2 項から第 4 項まで」とする。

第 52 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「法第 19 条第 1 項第 3 号」を「同項第 3 号」に、「にあつては」を「にあつては、」に改め、同条第 3 項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。」に改め、「適用する」の次に「この場合において、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども（令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」を加える。

附則第 2 条第 1 項中「（法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額（当該特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）と、「定める額とする。」をいう。」）とあるのは「定める額をいう。」」を「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第 19 条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に、「（法第 27 条第 3 項第 1 号に規定する額）とあるのは「（法附則第 6 条第 3 項の規定により読み替えられた法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」に改め、「提供を受け、又は受けようとしたとき」との次に「、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」

と」を加える。

附則第3条を次のように改める。

### 第3条 削除

附則第5条中「事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。